

大学特許の特徴と活用

新 井 規 之*

抄 録 大学研究成果の社会還元すなわち技術移転に注目が高まっている中、JSTがこれまで行ってきた事業を通じて得た知見から、大学特許の特徴及び有効な活用方法について考察を行った。大学特許は、研究分野が広範囲に及びかつ専門性が深いため十分な先行技術調査が困難であり、さらに追加発明の得られる時期の見極めが難しいなどの企業特許とは異なる特徴を有しているため、これらのことを踏まえた対応が今後の課題であるといえる。また、実施においては、これまでの実績から早期に企業との共同研究に持ち込むことが一つのカギとなることが明らかになったが、共同研究成果は不実施補償の問題や権利行使能力等を勘案すると、共有ということに拘泥せずどちらか一方に権利を寄せることも一考の余地があるといえる。

目 次

1. はじめに
2. 大学特許の特徴
 2. 1 企業と大学における知財取扱いの違い
 2. 2 有用特許制度から見た大学特許の特徴
 2. 3 特許出願支援制度から見た大学特許の特徴
 2. 4 大学特許の特徴と課題
3. 大学特許の活用
 3. 1 JSTにおけるこれまでの活用実績
 3. 2 共同研究における問題点
 3. 3 共同研究成果の取扱いに関する考察
 3. 4 大学特許の活用におけるポイント
4. おわりに

1. はじめに

我が国の経済・社会の活性化を目指し、「知的財産立国」の実現が求められている。2002年に発表された、知的財産大綱¹⁾の中においても知の宝庫たる大学の研究成果を有効に活用することの重要性が指摘されており、特に平成16年度からの国立大学の法人化により、大学研究成果の社会還元すなわち技術移転に注目が高まっ

ている。

独立行政法人科学技術振興機構(以下「JST」)は昭和36年設立の新技术事業団の時代から大学の知を社会還元する技術移転事業を行ってきた。本稿では、これまでJSTが行ってきた事業を通じて得た知見から、大学特許の特徴及び有効な活用方法について考察を行う。

2. 大学特許の特徴

2. 1 企業と大学における知財取扱いの違い

従来、特許制度は営利を目的とする企業に主として活用され発展してきた。大学との関わりが盛んになってきたのは、最近のことである。大学における知財の取扱いには、必ずしもこれまで企業が行ってきたやり方を踏襲する必要は無いと思うものの、やはり企業には一日の長があるため参考にする点は大いにあると思う。筆者がかつて勤務していた化学メーカーでの研究経験を基に、企業と大学における特許等の取扱い

* 独立行政法人科学技術振興機構 技術展開部
権利化推進課 課長代理 弁理士 Noriyuki ARAI

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の比較を表1にまとめた。

知的創造サイクル全体を通してみると、企業においては創造フェーズから活用フェーズに亘り常に発明をプロモートする体制ができている。特許が出願から20年も生き続けることを鑑みれば当然のことであろう。また、個々のフェーズ、例えば「創造」フェーズを見てみると、企業においては、テーマ選定にあたって研究セクション内での議論はもちろんのこと、営業セクションの意見も交えて議論することも少なくない。このように、企業においては、発明をプロモートしてゆく体制、発明を複数の目で検討する体制が整っており、このことが重要な役割を果たしているといえる。

一方、従来の大学においてはこれらの役割を果たすセクションはなかったため²⁾、ほとんどは付き合いのある企業へ特許を受ける権利を譲渡するなどしていたと考えられる。このことは、主たる大学の教官がなした発明の7割強が企業が関与して出願されていたという調査結果³⁾からも裏付けられる。

発明をプロモートしてゆく体制、発明を複数の目で検討する体制の重要性は大学の発明においても共通することと思う。平成16年度から大学内に知的財産本部が整備されたことにより、

これらの体制が学内に整い円滑に機能することが期待される。

2. 2 有用特許制度から見た大学特許の特徴

(1) 有用特許制度

平成15年度以前は国立大学の教官が行った発明は原則的に発明者個人に帰属するという取扱いがなされていたことを受け、JSTも発明者個人を対象とした支援制度を実施していた。その主翼を担っていたのが有用特許制度である。本制度はJSTの特許主任調査員（特許の目利き）が発明者からの要請を受け特許相談を行いJSTとして出願すべきと判断したものをJST名義で出願するというものであり、これまでに特許相談約5千件、有用特許出願件数は約4千件の実績がある。平成16年度から発明の帰属が原則大学法人になることから、有用特許制度は平成15年度末を以て一応終了した。なお、後述するように平成15年度からは、国立大学の法人化に対応するため、法人応援型の支援制度を実施している。

(2) 発明をめぐるギャップ

有用特許制度は、まず大学の研究者と特許主任調査員が発明について議論する特許相談から

表1 知財の取扱いにおける大学と企業の比較

	フェーズ	企業 ¹⁾	大学（～H15年度） ²⁾	大学（H16年度～）
創造	事前調査・検討	研, 販	教官	大学知財部
	研究	研	教官	教員
	出願戦略	研, 知	JST特許主任調査員	大学知財部
保護	出願	知, 研	JST特許主任調査員 JST担当課	大学知財部
	審査対応	知, 研	JST担当課	大学知財部
活用	生産, 販売	製, 販	実施企業	実施企業
	保全	知	JST担当課	大学知財部
	実施許諾	知	JST担当課	大学知財部

1：研＝研究所，販＝営業部，製＝工場，知＝知的財産部

2：JSTの制度を利用した場合

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

始まるため、その過程において有用な効果を発揮した。その一つが、「発明をめぐる大学の研究者と、知財担当者のギャップ」を埋めることであった。

一般に発明者が抱いている発明という概念と特許法上の発明は異なっていることが多く、発明のとらえ方において研究者と知財担当者との間にはギャップが存在する。発明とは辞書によれば「それまで世になかった新しいものを、考え出したり作り出したりすること。」(三省堂「大辞林 第二版」)であるが、特許法では「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」(特許法2条)と定義され、一般的な意味での発明よりは狭い概念となる。このため、大学の研究者が発明と思っていたことが実は単なる発見にすぎなかったなどのケースは珍しくない。

また、当初発明者が抱いているところとは違う部分に発明があり、それを発掘するというケースも多々経験した。例えば次のような事例がある。

発明者から「血中のあるデータを特殊解析することによる疾患Aの診断方法」が提案された。発明者はデータの特殊解析方法が発明の要点と認識していたが、特許主任調査員が相談を受け調査を行ったところ、その解析方法は既に文献で公知となっていることが明らかとなった。ところが、よく発明者の話を聞いてみると、人間の体は常時動いているために、従来は満足な測定データが得られていなかったが、本発明においてセンサーの形状、部材等を工夫したため信頼性の高いデータの取得が可能になったとのことである。発明者は、データ解析方法に興味が集まっていたため、センサーが発明となっていることに気づいていなかったのである。そこで、発明のポイントをセンサー形状等に変えて、「特定のセンサーを用いることを特徴とする診断装置」として出願するに至った。

一人だけの目では発明を多面的に捉えることはなかなか難しいのが現実であり、複数の目で検討することにより有用な発明を埋もれさせることなく抽出することができた一例である。

(3) 出願戦略の重要性

企業では重要な発明があった場合、そのテーマに集中して人や設備等を投入し、膨大なデータをとりつつ事業戦略・特許戦略を立てることができる。一方、大学は一つのテーマを一人乃至数人の院生・学生で教育も目的としつつ研究しているため、集中してデータ採取を行うということが困難である。そのため、企業とは違った視点に立った出願戦略が必要となる。特にデータ追加のタイミングの見極めがポイントとなる。この場合、国内優先権(特許法41条)、先願(同法39条)、拡大された範囲の先願(同法29条の2)、新規性・進歩性(同法29条)の規定に配慮しながら、優先権期限である1年、先願が公開になる1年半経過時にポイントにおいて戦略を立てる必要がある。詳細は別報³⁾を参照頂きたいが、最も効率が良いのは優先権制度を利用することであろう。図1には有用特許制度の年度別出願件数に占める国内優先権主張出願の割合を示した。最近では国内優先権主張を伴った出願の割合は十数%となっている。日本国に出願された総ての特許出願における国内優先権主張出願の割合についての統計が無い(特許庁に確認済み)ため、一般との比較はできないが、先程述べたような大学の研究体制を考慮すると、有用特許制度においては大学の研究者は精力的に権利強化に取り組んでいるといえる。追加データ等は発明者から自発的に連絡があるケースもあるが、JSTの特許主任調査員からその後の進捗を伺った際に追加発明の存在が明らかとなったケースも多いため、出願後のフォローの大切さが分かる。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

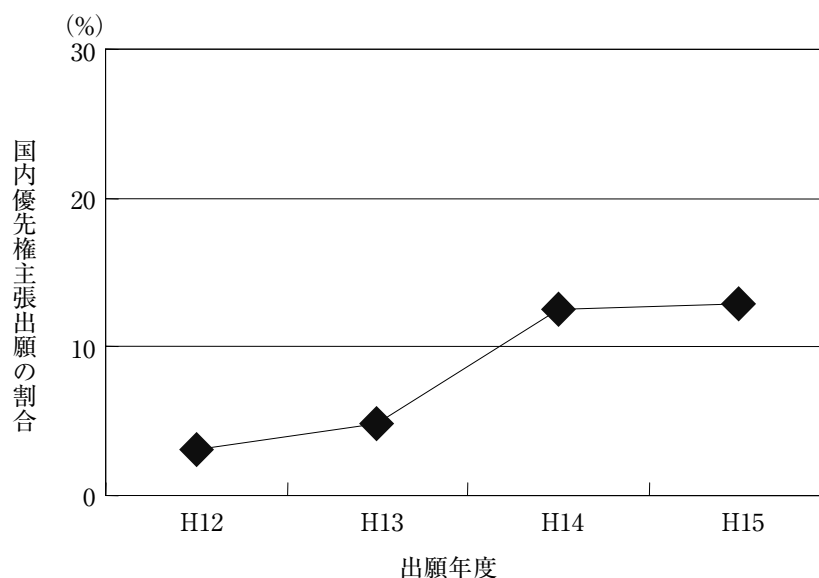


図1 有用特許における国内優先権主張出願の割合

2.3 特許出願支援制度から見た大学特許の特徴

(1) 特許出願支援制度

本制度は平成16年度からの国立大学の法人化を見据え、法人に帰属する発明を支援対象としたものであり、平成15年度から運用を開始した(平成15年度は私立大学、TLOが対象)。具体的には、大学で生まれた研究成果に基づき大学やTLO(以下本節においては「大学等」)が行った国内出願に基づく海外出願について費用、目利き、ライセンスの面においてJSTが支援を行うものである。本年度は国内出願は減免措置が講じられていることや、大学の自主性を尊重する観点から支援の対象とはせず、費用が高額である海外出願に対し支援を行っている。本制度の概要を図2に示す⁴⁾。

(注)平成16年11月からは海外出願と国内出願を一体的に支援するよう制度見直しを行っているが、ここでは当初の制度概要を示す。

(2) 大学等における先行技術調査の困難性

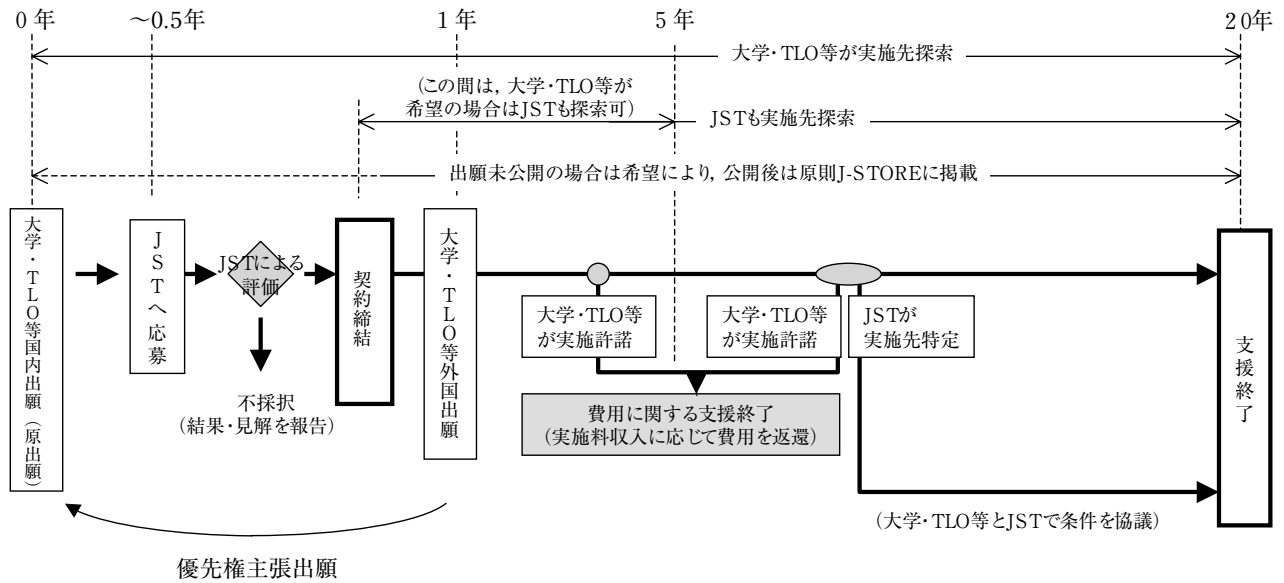
本制度の平成15年度の実績を図3に示す。

支援すると判断したものは65%、支援しないと判断したものは30%、大学等から取り下げられたものは5%であった。

支援すると判断したもののうち過半数は着想としては優れているものの、特許出願としては不備があるため補正を必要とするものであった。具体的には、発明者の意図していた発明が明細書に十分に反映されていないもの、実施例の追加が必要なものに対して助言を行った。これらは将来的に有効に活用できる強い権利を取得するという見地から行ったもので、特許主任調査員から大学等の担当者にフィードバックしており、大学等から好評を得ている。また、これらのコメントは特許主任調査員、外部有識者により検討した結果得られたものであり、複数の目で発明を見るということの重要性を物語っている。

支援しないと判断したものは、JSTでの先行調査により特許性が無いと判断されたことが主たる理由であり、支援しない理由の70%強を占める結果となった。さらにその中の30%が発明者自身の論文により特許性が否定されており、大学等で調査をほとんど行っていないか、行っ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。



(注) 平成16年11月から、海外出願と国内出願を一体的に支援するよう、制度見直しが行われている。

図2 特許出願支援制度

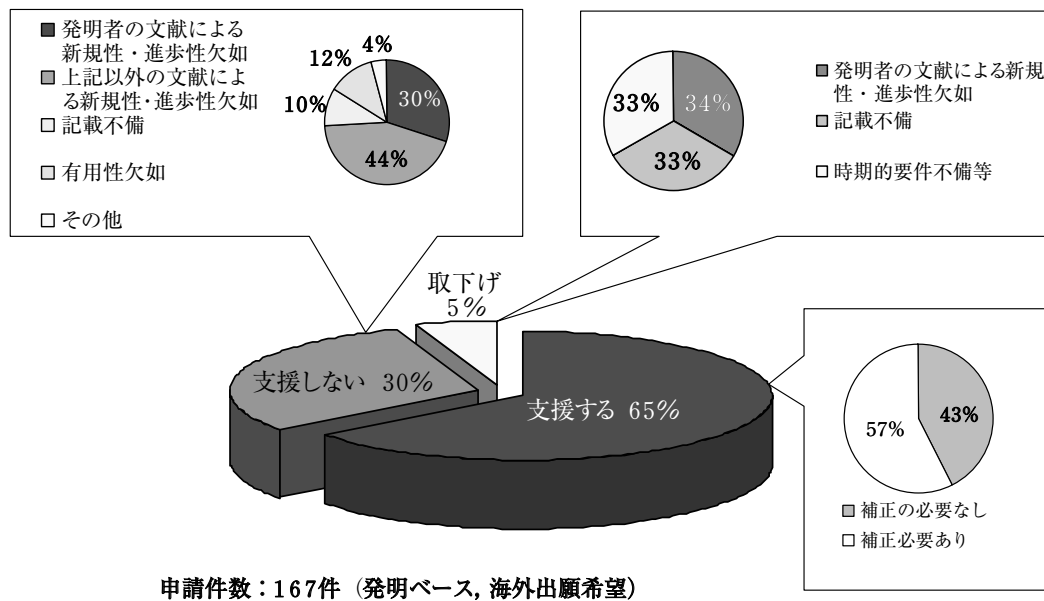


図3 H15年度特許出願支援制度審議結果

ていたとしても専門が合致していないため十分な調査が行えなかったことがうかがい知れる。

大学等から取り下げられたものも同様の傾向が見られ、大学の広範な専門分野に適した十分な人材を揃えることが困難という大学特有の問題を如実に表しているといえる。

(3) 知財意識の高揚

発明者の論文により特許性が否定されたケースは、発明者自身が失念していたことが主たる原因であったが、中には論文と特許は別なので論文で公開しても特許性は否定されないと思っ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ていたという発明者の方もいたようである。発明者にも再度知財意識を高めてもらう必要がありそうである。

2. 4 大学特許の特徴と課題

以上から大学特許の特徴として次の点が挙げられ、これらへの対応が今後の課題となる。

① 研究分野が広範囲に及びかつ専門性が深いため十分な先行技術調査が困難である。

② 追加発明の得られる時期の見極めが難しいため、出願戦略策定が困難である。

③ 論文発表が先行する傾向が未だあるため特許性を喪失しやすい。

なお、現在各大学とも知財の取扱い、意識の改革に懸命に努力されていることは周知の通りであり、今後の大学知的財産本部の活躍によりこれらの点が克服されることが期待される。

3. 大学特許の活用

3. 1 JSTにおけるこれまでの活用実績

図4に有用特許制度をはじめとするJSTの各種事業から出願されたもの等についての最近5年間におけるライセンス（出願段階のものも含む）と出願経過年数との関係を示した。出願から時間が経過するにつれてライセンスの件数が低

くなり、60%強のものが出願から3年以内にライセンスが成立しているという傾向が見られた。ライセンスには特許の「鮮度」が重要であるといえる。

また、ライセンスに至ったきっかけを調査したところ、共同研究が主たるきっかけになっていることも明らかとなった（図5）。

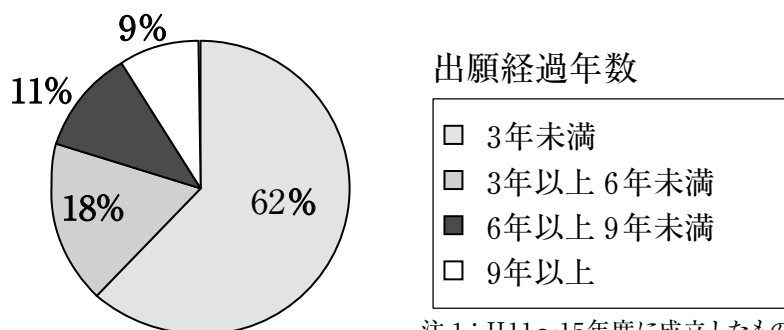
これらJSTが扱った特許（出願）は、ほとんどが大学の研究者が単独で発明したものであるため、大学の特許（出願）を核として企業と共同研究を行うことが実施化の一つの大きなカギであり、その時期は出願から早い時期の方が好ましいといえることができる。確かに、早期に企業と共同研究を行うことは、前章で述べた追加発明も迅速に取得することができるため合理的であり、一つの望ましい形態といえる。

しかし、共同研究をめぐってはその成果の取扱い、特に不実施補償をめぐり問題が生じているようである。

3. 2 共同研究における問題点

(1) 不実施補償をめぐり問題

不実施補償とは、一般に、不実施法人である大学と実施法人である企業が共同で権利を持った場合において、不実施法人である大学が企業に対して求める補償のことである。具体的には、



注1：H11～15年度に成立したもの
注2：出願中のものを含む

図4 ライセンスと出願経過年数の関係

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

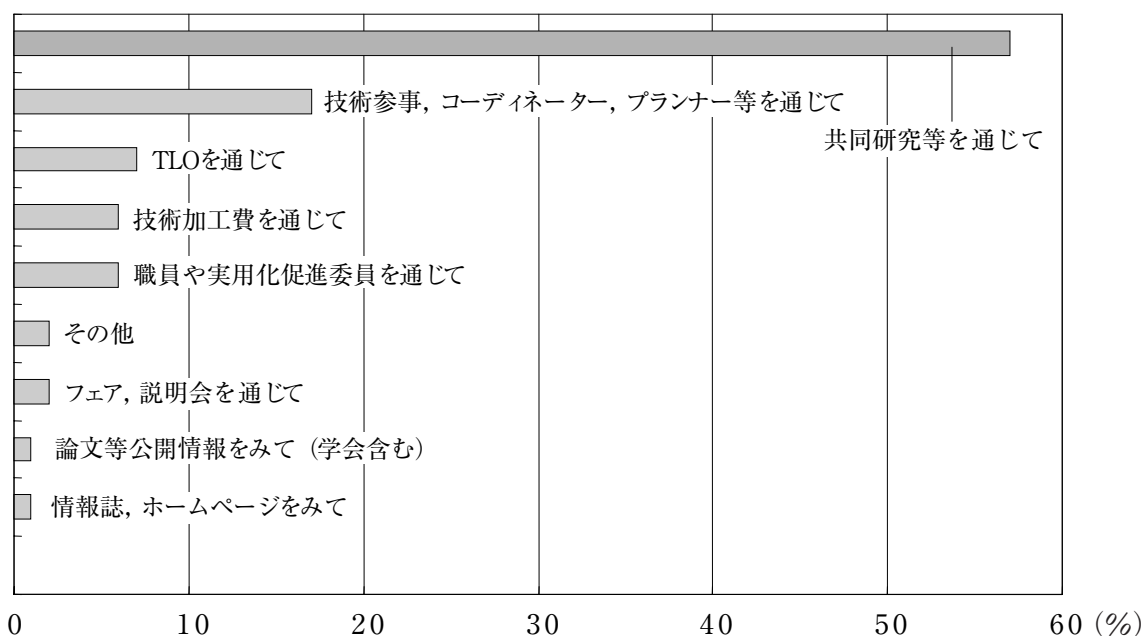


図5 ライセンスのきっかけ

共有者である企業の実施に対し大学が実施料相当額を求めること、大学が当該企業以外の第三者に実施許諾することを企業に対して求めること等であるが、本稿においては、主として前者の実施料相当額に関するものを不実施補償の問題として取り扱うことにする。本問題は、特許法73条が共有特許権について共有者は原則的に自由に実施できること（双方とも実施料を払うことなく実施が可能）を認めているため、この支払いをめぐる双方の意見が対立しているというものである。この問題が解決しないため、共同研究を目前にして契約が成立しなかったという例も耳にする。

そこで、実際に大学は共同研究の成果の取扱いをどう定めているかを把握するために、文部科学省の「大学知的財産本部整備事業」に採択された43機関のホームページから入手可能な知財ポリシーや共同研究契約書等（平成16年8月現在）を用いて調査を行った。その結果、25機関から情報を得ることができた。

その調査結果によると、上記25機関総てが、共同研究において得られた成果は、企業側研究

者か大学側研究者どちらか一方の研究者がなしたものでない限り、原則的に共有することとしており、また、約7割が共有者である企業の実施に対して不実施補償（実施料相当額）を求めるとしていることが明らかになった（図6）。

(2) 権利行使の問題

もう一つ重要なこととして、権利行使能力の問題がある。

特許権者には主たる民事上の救済として、差止請求権（特許法100条）と損害賠償請求権（民法709条、特許法102条）が認められているが、これらの権能は実施の態様によって異なるため、共同研究成果の取扱いについて考慮する必要がある。表2には、実施形態と権利行使能力の関係を示した。以下にケースを分けて説明する。

1) 大学：特許権者，企業：専用実施権者

双方とも差止請求が可能である。一部、専用実施権を設定した特許権者はその範囲においては差止請求権を持たないとする判例⁵⁾があるものの、差止請求権を肯定する論も多い^{6), 7)}。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

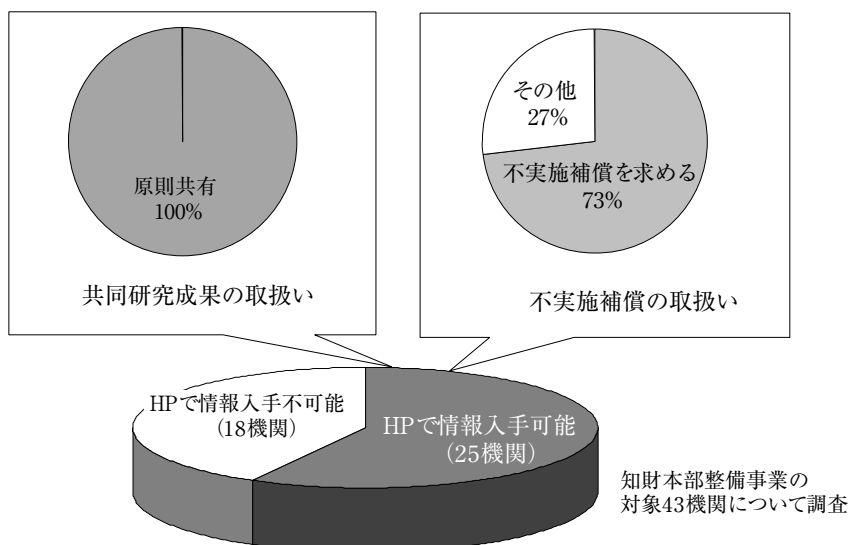


図6 大学知的財産本部における共同研究の取扱い

表2 大学特許の実施形態と権利行使

		権利	差止請求	損害賠償請求
1	大学	特許権者	○ (特100) ^{注1}	○ (民709)
	企業	専用実施権者	○ (特100)	○ (民709, 特102)
2	大学	特許権者	○ (特100)	○ (民709, 特102③)
	企業	独占的通常実施権者	× ^{注2}	○ (民709, 特102)
3	大学	特許権者	○ (特100)	○ (民709, 特102③)
	企業	通常実施権者	×	×
4	大学	共有特許権者	○ (特100)	○ (民709, 特102③)
	企業		○ (特100)	○ (民709, 特102)

注1：×とする判例もある

注2：代位権行使は可能

参考：牧野他，「新・裁判実務体系4 知的財産関係訴訟法（第3版）」，pp.52～83，pp.345～360，青林書院（2002）

損害賠償請求も双方可能であるが，大学は実施をしていないことと，実施許諾が不可能であることから，特許法102条に基づく請求はできない。ただし，民法709条に基づく請求は可能であり，侵害行為によって本来売れるはずであった売り上げが減少したことによる得べかりし利益が生じていたとすればこの分については請求が可能である⁶⁾。

2) 大学：特許権者，企業：独占的通常実施権者

差止請求は大学のみ可能であり，独占的通常実施権者である企業はできない。ただし，企業は民法423条により差止請求権を代位行使できると解されている⁶⁾。

一方損害賠償は，大学は特許法102条3項（実施料相当の損害賠償額），民法709条に基づく請求が可能であり，企業も民法709条は当然として，特許法102条各項を類推適用しての請求が可能である⁸⁾。

3) 大学：特許権者，企業：通常実施権者

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

大学は差止請求と特許法102条3項、民法709条に基づく損害賠償請求が可能であるが、通常実施権者である企業は差止請求、損害賠償請求はできないと解されている⁸⁾。そうすると、実際の訴訟においては大学が当事者にならなければならず、大学に過度の負担がかかることが予想される。もちろん企業側に補助参加してもらう方法もあるが、侵害者に対して要求できる損害賠償額は実施料相当額に限られるため、権利者の救済が十分に図れないという懸念もある⁹⁾。

4) 大学／企業共有

双方、自己の持分に基づき差止請求⁶⁾、損害賠償請求が可能である。ただし、不実施機関である大学の損害賠償請求は特許法102条3項、民法709条に基づくもののみとなる。

以上から、実施形態により権利行使能力が異なるため、研究成果の取扱いを決めるにおいて重要な因子となる。

3. 3 共同研究成果の取扱いに関する考察

特許を受ける権利は原始的には発明をした者に帰属する（特許法29条1項柱書）ため、大学の職員、企業の従業員が共同で得た成果が職務発明（同法35条）であれば、原則使用者たる大学、企業の共有になる。しかし、共有は双方が同じ立場であるときには大きなメリットを生むであろうが、大学と企業という目的と機能を全く別とする立場の法人同士においては、必ずしも共有にこだわらなくても良いのではないだろうか。特許を受ける権利は財産権の一種であるため譲渡が可能である（同法33条1項）。そうであるならば、どちらか一方の権利を権利活用の一環として他方へ譲るということも選択の一つとすべきと思う。大学と企業のおかれたこの状況は、例えるならば共同で一所懸命製作した自動車を、一方は自由に運転できるが、もう一方は運転免許が無いため自由に運転することができないという状況にもかかわらず同じ条件で

共有しようとしているようなものであろう。

原則通り共有とする場合における不実施補償の問題を回避しようとする試みが日本知的財産協会ライセンス委員会第3小委員会により提案されている¹⁰⁾。具体的には不実施補償を企業の独占実施の対価と考えるべき等の提案があり、実務上の大いなる参考になると思われる。

しかし、ここではもう少し検討を進めて、そもそも双方の立場が根本的に異なることを念頭に、共有ということにこだわらずに考察を試みる。

(1) 検討の前提

以下のことを前提に、共同研究成果についての出願人が異なる場合の利害得失について、帰属、権利行使、実施の自由さ、実施料収入、維持費の負担、事務手続き負担の観点から検討する。ここでは特に帰属と権利行使に主眼をおくことにする。

- 1 発明は大学と企業による共同研究の成果であり、維持費は持分に応じて双方が負担する。
- 2 企業は単独実施を希望する。
- 3 大学は相手側企業に対し不実施補償（実施料相当額）又はこれに相当するものを要求する。

(2) 検討

- 1) 共同研究成果を共有する場合

結果を表3にまとめる。

帰属については大学、企業とも特に問題ない。権利行使に関しては、双方が持分に応じて行使できると解されているので、どちらか一方が単独でも提訴できるし、共同でも提訴できるので特に問題は生じない。

実施に関しても企業は大学の許諾が必要ないというメリットがあるものの、実施料をめぐって不実施補償の問題が存在する。これについて

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表3 共同研究成果の取扱いに関する考察

	大学有		共有		企業有	
	企業	大学	企業	大学	企業	大学
帰属 ¹	帰属せず	帰属	共同名義	共同名義	帰属	帰属せず
権利行使	実施許諾形態により可	可	可	可	可	不可
実施	可 (被許諾要)	—	可 (被許諾不要)	—	可 (被許諾不要)	—
実施料相当額	出	入	出 不実施補償 ²	入 不実施補償	出 譲渡対価	入 譲渡対価
維持費	負担なし	負担	持分負担	持分負担	負担	負担なし
手続	負担なし	負担	負担	負担	負担	負担なし

1：【居所】の記載により発明への大学，企業の関与をアピール可能

2：不実施補償をめぐる争い有り

は、前述の通り、独占実施への対価と解釈することが適切であろう¹⁰⁾。

その他、維持費は双方で負担、事務手続き等はどちらかが代表して行うことになろう。ただし、事務手続き（内部の決裁手続き）をスムーズに行うことに注意を要する。

2) 共同研究成果を大学が有する場合

企業は特許を受ける権利を大学へ譲渡することになるので、その対価を何らかの形で求めることになるが、対価として独占的な実施権を設定してもらうということが適当ではないかと思う。ただし、先に述べた通り、独占的な実施権とはいっても、専用実施権と独占的通常実施権では、権利行使の内容に差が生じることに留意する必要がある。

また、維持費の負担は権利者である大学となるが、大学には減免措置等が講じられているので、トータルコストが低くなるというメリットもある。

3) 共同研究成果を企業が有する場合

大学は特許を受ける権利を企業へ譲渡するので、その対価を要求することになる。その対価の算出をめぐる種々の議論があると思われるが、実施料相当額をこれに充てることが最もスムーズな方法ではないだろうか¹¹⁾。これによ

り不実施補償の問題をクリアーすることができる。

さらに権利行使に関しても、全面的に企業が当事者となることになり、大学側の負担は少ない。

(3) 権利帰属の違いによる利害得失

大学は基本的に不実施法人であり、不実施の場合は実施している場合に比べて、権利行使能力に大きな違いが出る。大学からの第三者へ（共同研究企業以外）の実施許諾を予定している場合を除けば、無理して権利者になることはないと思う。

一方で大学を特許出願件数で評価しようとする傾向があることも事実であり、大学が権利者となる必要があることも理解できる。

この二点に主眼をおいて考えれば、原則通り共同研究成果を共有することは、権利行使の問題、名義の問題を一挙に解決できるので理想的である。

しかし大学を単に特許件数のみで評価することには疑問がある。特許は論文と異なり、出願段階においては何ら査定もされておらず、また、防衛的な出願や細かく発明を分割することで件数は調整が可能となるからである。従って、もし評価のためだけに帰属にこだわるのならばそ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

これはあまり意味のないことである。評価は「有効な特許」をどれだけ「生み出せたか」で行うべきである。例えば大学が出願人となっていないとも、有効な特許となった発明に大学が関与していればそのことを以て評価すべきである。ただしそのためには権利と発明の因果関係を明確にしておくことが必要であるため、発明者の【居所又は住所】の欄を活用することを提案したい。本欄に「国立大学法人〇〇大学」と記載すれば、例えば出願人になっていなくてもその特許との関連を明示できるからである。このことにより、適切な評価がなされる場合はもちろんのこと、仮に出願件数で評価がなされる場合もその出願への関与を明示できるため不利な扱いは受けずにすむであろう。

このように、評価の対象となるために名義にこだわる必要がなくなれば柔軟な対応が可能となると思われる。権利を一方に寄せる場合は、実施者が権利者である方が権利行使等の面からも有利であるため、企業側に寄せるのがセオリーであろう。ただし、共同研究先がベンチャー企業や中小企業である場合や、全体として権利取得に要するコストを抑えたい場合等には大学側が権利者になるケースも考えられる。

なお、上記の考察は権利行使と名義に主眼をおいたものであり、費用負担、事務手続きの負担などのその他の因子や、ここでは前提としなかった第三者への実施許諾の可否等を考慮し、かつ、各因子の重み付けを勘案すれば個々のケースによって判断は異なるはずである。実際に、共有となると大学と相手企業双方の事務手続きが煩雑になることから、上位概念の権利を有する方に権利を集約させるという戦略をとっている大学もあるとのことである。事務負担と迅速な対応という項目に重点をおいて判断をしている例といえる。

以上から、共同の成果は必ず共有するということにはこだわらず、一方の権利を他方へ譲渡

することも、共同研究成果を最大に活かすための選択肢として、柔軟に検討することが重要と考える。権利を譲渡することは権利者の当然の行為であり、尊重されるべきことである。ただし権利活用の一環であるため譲渡対価（様々な形が想定される）についてきちんと取り決めておくことが必要であることはいうまでもない。

3. 4 大学特許の活用におけるポイント

大学特許の活用におけるポイントをまとめると以下ようになる。

- (1) 早期の共同研究が実施化のための一つの有効な手段となる。
- (2) 共同研究成果の取扱いについては、権利行使、権利者名義という観点からは共有が理想的である。
- (3) しかし、共有にはこだわらず権利をどちらか一方に寄せるという柔軟な対応も一考の余地がある。

4. おわりに

産学連携が盛んに誌面等をにぎわすようになったのはここ最近であるが、産学連携は最近に始まったものではなく、昔から行われてきたことである。ただその手段が、従来の教官との個人的付き合い、いわば「信用」から「知財」に変化してきたのである。そして知財は従来、大学との接点が余り無かったために、今、様々な局面で種々の問題が生じていると思われる。

従来接点の無かったものが出会うことにより、新たな効果を生み出すことは、過去の歴史が証明するとおりである。大学と知財の関わりという新たな時代を迎え、今はまさに試行錯誤の段階にあるといえるが、このような時こそ大学の発明の特性を充分把握した上での柔軟な発想と対応が必要ではないかと思う。本稿が少しでもそのお役に立てば幸甚である。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

注 記

- 1) 首相官邸“知的財産戦略大綱” <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/kettei/020703taikou.html> (参照2004. 5. 17)
- 2) ただし有用特許制度を利用していた場合には、特許主任調査員によるプロモート機能の支援を受けることが可能であった。
- 3) 新井規之, 情報管理, Vol.47, No.5, p.349(2004)
- 4) 詳細は以下を参照。
<http://www.jst.go.jp/giten/saiteki/main/07.html>
- 5) H14. 4.16 東京地裁 平成12 (ワ) 8456等
- 6) 牧野敏明, 新裁判実務体系 4, pp.52~56 (2002) 青林書院
- 7) 田辺徹, パテント, Vol.57, No.6, pp.76~80
- 8) 美勢克彦, 新裁判実務体系 4, pp.345~351 (2002) 青林書院
- 9) 102条3項の「通常受けるべき金銭の額」の「通常」の文言が平成10年の法改正により削除されたことにより, 従来より権利者へ救済が図られることにはなっている。
- 10) ライセンス委員会第3小委員会, 知財管理, vol.54, No.8, pp.1185~1200 (2004)
- 11) ただし, 出願時に発明者への補償を考えている場合等, 実施前に補償しなければならないときはそのことを考慮する必要がある。

(原稿受領日 2004年11月12日)

